

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

益子町地区別戦略策定支援計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県益子町

3 地域再生計画の区域

栃木県益子町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本町の人口は2000（平成12）年の25,685人をピークに減少に転じており、社会動態が一時的に増加に転じた年もあったが、自然動態は減少し続けており、全体として1%程度の減少となる年が続いている。「社人研」の人口推計を踏まえ2020（令和2）年の本町の人口から今後の人口を推計すると、2040年にはピーク時の6割程度となり、そのうち4割以上が65歳以上となる見込みとなっている。さらに2060年にはピーク時の4割程度となり、その半数が65歳以上となる見込みとなっており、労働人口の減少に伴う生産性の低下や経済成長力の低下による経済規模の「縮小スパイラル」におちいる恐れが高まっているだけでなく、地域の担い手の減少による地域活力の低下や、医療・介護費を中心とした社会保障費の増大など、様々な社会的問題を引き起こすことが予想され、地域において安心して暮らせる社会をどのように実現していくかが大きな課題となっている。

また出生数については、1979（昭和54）年の391人をピークに減少に転じたが、2008（平成20）年までは200～300人前後で増減を繰り返しながら緩やかに減少していた。しかし、2009（平成21）年以降は200人を超えることはなく、さらに2017（平成29）年以降は100人前後と半減しており、本町における少子化の状況は非常に深刻なものとなっている。

このような中、町内には地域社会の基礎的な構成単位として71の自治会があり、

生活道路等の環境整備や防犯灯の整備、有事に備えた防災・防火活動をはじめ、世代間交流、子どもや高齢者同士の交流、生涯学習の推進、ごみ出し等日常生活での助け合いなど、地域住民が安心して幸せに暮らすため、「共助」の精神に基づく地域づくりを行っているが、その規模としては400世帯を超えるものから10世帯程度のものまで大小様々となっている。今後さらに人口減少や少子高齢化が進んでいくと、近い将来、特に小～中規模の自治会において、地域活動の担い手の減少が深刻化し、前述の様々な地域活動に支障をきたすなど、多世代が幸せに暮らせる地域社会の実現が困難となることが懸念されている。

2021年4～5月に町が実施した自治会へのアンケート調査結果では、回答があった自治会の8割以上が自治会活動に課題を抱えており、3分の2の自治会で「活動・行事参加者の減少や高齢化」が課題としており、また約半数が「役員の担い手がない・不足している」と回答している。また、おおむね自治会加入世帯と同数である自治会を通じた広報紙の配付世帯数は、2011（平成23）年4月の6,422世帯から2021（令和3）年4月の6,239世帯と、およそ10年で2.8%減少（▲183世帯）している。一方で住民基本台帳上の世帯数は、2011（平成23）年4月の8,621世帯から2021（令和3）年4月の8,835世帯と、およそ10年で2.5%増加（+214世帯）しており、地域活動に参加する機会が非常に少ない自治会未加入世帯の増加も、地域住民が主体となった持続可能な地域づくりの推進において課題となっている。

これらのことから、地域の担い手不足に対応し、多世代が将来にわたり幸せに暮らせる地域社会づくりを実現するため、専門家による支援を受けながら町と地域住民との協働により、自治会の区域を超えたより広範な新たな地区を設定し、人口動態や地域コミュニティの現状、地理的条件や地域の特性などの現状をきめ細やかに把握・分析するとともに、地区の特性に応じた、定住人口の確保を始めとした多分野にわたる具体的な取組を定めた「地区別戦略」を、町の人的・金銭的・技術的支援を受けながら住民自らが策定し推進していくことが必要となっている。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本町の第2期地方版総合戦略である「第3期ましこ未来計画」（2021年1月策定）では、目指すべきまちの将来像を「幸せな協働体（共同体）・ましこ」と掲げ、

その実現に向けた 5 つの基礎目標を設定しており、その一つ「健全で次世代型の経営体をつくる」の取組として、地域住民との協働による持続可能な地域社会づくりを推進することとしている。

全国的な例にもれず本町においても少子化、人口の社会減の影響により人口減少や高齢化が深刻化しており、地域や集落をこれまでどおりに維持していくことが困難となりつつある。そのような中、本事業を実施し、専門家による支援を受けながら町と地域住民との協働により、現在の地域社会の構成単位である自治会の区域を超えた、より広範な新たな地区を設定し、その地区ごとに人口動態や地域コミュニティの現状、地理的条件や地域の特性などの現状をきめ細やかに把握・分析し、地域の強みや弱みに対する地域住民の理解を深めていく。またそれを踏まえ、将来にわたり持続可能な地域社会づくりを計画的・戦略的に推進するため、UIJ ターンの促進など定住人口の確保に関する具体的な数値目標を最上位に掲げるとともに、地域住民が末長く、安心して幸せに暮らしていただけるための地区の特性に応じた多分野にわたる具体的な取組を定めた、地区ごとの総合戦略「地区別戦略」の策定とその推進について、地域住民が主体となり実施できるよう、町が技術的な支援を行うとともに、戦略の推進にあたりその実行性を高めるため、新たな補助制度の創設による金銭的支援と担当職員の配置等による人的支援を町が行っていく。

これらの取組により、地域住民が主体となった、人口、高齢化率、子供の数が安定した、多世代が将来にわたり幸せに暮らせる地域社会づくりを推進し、町の総合戦略の目的に据えた「「ましこならでは」の価値をつくり、「逆転の時代※」をつくる」取組を具体的に実施していくことで、目指すべきまちの将来像「幸せな協働体（共同体）・ましこ」の実現を図る。

※ 当該戦略では、現在減少傾向にある 14 歳以下の年少人口が今後 20 年以内に増加傾向に転じることを指している。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2022 年度増加分 1 年目	2023 年度増加分 2 年目
人口の社会動態 (20～30 歳代)	-120	-75	-65

(人)			
地区別戦略策定数（単年度計） (件)	0	1	2
20～30 歳代の移住者数（単年度計）（組）	0	15	20
自治会加入世帯の割合（%）	70.62	0.05	0.15

2024 年度増加分 3 年目	K P I 増加分 の累計
-57	-197
3	6
25	60
0.3	0.5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 の③及び5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2 に同じ。

② 事業の名称

益子町地区別戦略策定支援事業

③ 事業の内容

本事業においては、始めに専門家による支援を受けながら、町が中心となり地域住民との協働により、地域住民へのヒアリング調査や活動拠点などの現地調査、人口等に関するデータの机上調査等を行うとともに、それらの調査結果や地域住民の意見を踏まえたうえで、町内を地域のつながりや地理的

条件を考慮した、現在 71 ある自治会の区域を超えた、10～20 程度のより広範な新たな地区を設定し、その地区ごとに人口動態や地域コミュニティの現状、地理的条件や地域の特性などの現状をきめ細やかに把握・分析し、その結果を地域住民と共有することで、地域の強みや弱みに対する地域住民の理解を深めていく。

またそれを踏まえ、将来にわたり持続可能な地域社会づくりを計画的・戦略的に推進するため、UIJ ターンの促進など定住人口の確保に関する具体的な数値目標を最上位に掲げるとともに、地域住民が末長く、安心して幸せに暮らしていけるための地域の特性に応じた多分野にわたる具体的な取組を定めた、5 年程度を計画期間とした地区ごとの総合戦略「地区別戦略」の策定とその推進について、地域住民が主体となり実施できるよう、町が専門家の協力を得ながら人的・金銭的・技術的な支援を行っていく。

具体的には、本事業の実施にあたり、始めにモデル地区による先導的取組を開始するとともに徐々に横展開を図っていくこととし、モデル地区では専門家の技術的支援を受けながら、町による進捗管理のもと、おおむね 1 年かけて戦略を策定し、戦略策定後は、その戦略に基づく事業に係る費用のうち、定住人口の確保に資する取組等について、町が新たに創設する補助制度により金銭的支援を行うとともに、担当職員の配置等による人的支援を行うこととする。交付割合は、町が別途定める交付要綱に基づき、地区別戦略に基づく定住人口の確保に資する取組等について事業費の 10/10 を補助するものとし、上限は一地区一年度につき 1,000 千円程度とする。

また 2 年目以降は、町が中心となり地域住民との協働により、モデル地区での成果を地区内の住民や他の地区にも共有する機会を設け、事業の横展開につなげるとともに、数値目標の達成状況や取組内容を専門家と共に検証し、実効性を確保する。

こうした取組を 3 年間実施し、戦略の策定とその推進を町が支援していくことで、モデル地区を増加させるとともに、地区ごとの成果の発表や地区間の情報交換の場を町が設けることで、地域住民が主体となった、人口、高齢化率、子供の数が安定した、多世代が幸せに暮らせる地域社会づくりを推進し、目指すべきまちの将来像「幸せな協働体（共同体）・ましこ」の実現につ

なげていく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

人口増加を核とした持続可能な地域社会づくりの実現に向けた地区別戦略の策定主体を地域住民および地域の事業者とすることで、地域住民等が地域の強み・弱みをしっかりと踏まえた上で、強みを生かした目指すべき将来ビジョンを自ら描くことにつながり、住民主体の自立した地域づくりを推進することが可能となる。

なお、4年目以降の地区別戦略推進事業費補助金の財源については、本事業の実施に合わせ、自治会関連の他事業の事業費から段階的に財源を確保していくことで、将来的には一般財源での交付を目指し、事業の中・長期的な自立性の確保を図る。

【官民協働】

本事業は、地域住民および地域の事業者が主体となった地区別戦略の策定やその推進について、専門家等による人的支援と地区別戦略推進事業費補助金による金銭的支援を町が行うことにより、官民協働による持続可能な地域づくりを推進するものである。

【地域間連携】

本事業は、町内に新たに設定した地区それぞれの戦略の策定と推進を支援するものだが、その施策の中で東京圏に向けた UIJ ターンの推進施策等、本町単独で行うよりも複数市町村で行った方が効果的と思われる取組については、近隣の芳賀地区1市3町（真岡市、茂木町、市貝町、芳賀町）や栃木県と連携し、集客等についてスケールメリットを発揮するものとする。

【政策間連携】

本事業は、定住人口の確保に向け、地域住民等が主体となった空き家・空き地情報の積極的収集や発信、移住者の受け入れ体制の整備などを始めとした移住・定住支援の取組の推進を行うことを最上位の目標としているが、そのためには地域住民が長く、幸せに暮らせる基盤の整備が必要不可欠であるため、持続可能な地域社会づくりの実現に向け、地域の特性に応じた福祉・高齢者支援・農林商工業の振興などを多面的に推進するものであり、

他分野にわたる政策間連携を伴う事業である。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 5月

【検証方法】

外部有識者を交えた検証委員会により翌年度5月に前年度事業検証を行い、KPIの達成度等を総合的に勘案し、実施メニューの追加・廃止等の見直しを含めた提言等も行う。

【外部組織の参画者】

町内産業団体（商工会・観光協会・認定農業者協議会）、総合戦略検討に携わった町民、町内金融機関のほか、健康・福祉・環境・女性団体・教育・スポーツ等の団体からの推薦者。

【検証結果の公表の方法】

町広報紙・ホームページの掲載や各公共施設での調書閲覧等

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 25,500千円

- ⑧ 事業実施期間

2022年4月1日から2025年3月31日まで

- ⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 地域おこし協力隊事業

ア 事業概要

人口減少、高齢化の進行が著しい本町において、地域外の人材を地域おこし協力隊として本町に誘致しその定住を図るとともに、地域資源の発信等により地域の活性化を促進する事業。

イ 事業実施主体

栃木県益子町

ウ 事業実施期間

2013年度から

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。